

I Do! 始めよう。わたしの「移動」に公共交通を。
Life with Public transportation.

公共交通

利用促進宣言

企業募集



©岡山県「うらっち」



©岡山県「ももっち」

交付
要件

「公共交通利用促進宣言」(様式による)をして
公共交通の利用促進に資する取り組み※を実施すること
※従業員の出勤や出張時の公共交通利用等

1

宣言企業には取り組みに
参加する従業員数に応じて
お試し乗車券を無料で交付

2

従業員が
お試し乗車券で
公共交通を利用

岡山県の「公共交通の利用促進」を目的としたキャンペーンです

「お試し乗車券」の利用期間：令和4年12月1日から令和5年2月28日まで

「宣言企業」の申込受付期間：令和5年1月31日まで

※ただし、予定冊数に達し次第終了いたします。



岡山県
OKAYAMA PREFECTURE

参加方法は裏面をご覧ください

参加要件

法人

または

個人事業者

ただし次の要件を全て満たしていること

- ①県内に事業所等(支店、営業所、事務所、工場等)を有する事業者
- ②次のいずれにも該当しない事業者
 - ・既にお試し乗車券の交付を受けた事業者
 - ・国及び地方公共団体
 - ・お試し乗車券の取り組みに参画する交通事業者
 - ・法人の役員等又は個人が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
 - ・事業の趣旨及び目的に照らして適当でないとして知事が認める事業者

利用可能な交通機関

次の公共交通事業者が運行する路線バス、地域鉄道、路面電車の県内の停留所及び駅を発地または着地とする路線で利用できます。

路線バス

- 有本観光バス
- 中鉄北部バス
- 美作共同バス
- 宇野バス
- 北振バス
- めぐりん(八晃運輸)
- 井笠バスカンパニー
- 下電バス
- 岡電バス
- 両備バス
- 中鉄バス
- 備北バス
- 東備バス

地域鉄道

- 井原鉄道*
- 水島臨海鉄道

*お試し乗車券は総社駅～神辺駅の区間のみ使用可能です。

路面電車

- 岡山電気軌道



※乗車券イメージ

[乗車券の利用にあたっての留意点]

- ・利用できるのは参加企業の従業員本人のみ(家族や友人等であっても利用できません)
- ・他者への譲渡や転売は禁止
- ・利用にあたっては乗車券裏面に参加企業名の記入が必要(押印可)
- ・一人一回の使用上限は1,000円

申込方法

受付方法

- ①電子(インターネット)
専用サイトから登録
- ②郵送

申請書類

- ・公共交通利用促進宣言兼お試し乗車券申込書
- ・取り組みに参加する従業員の名簿(氏名を記入)
- ・個人事業者の場合は確定申告書や個人事業税の納税通知書等、事業活動を証する書類の写し



※事業所等がそれぞれ申し込むことも可能です。 ※郵送での申し込みを希望される場合は、専用サイトから申込書をダウンロードしてください。
※お試し乗車券の納品には、お申し込みから7営業日程度かかります。

おかやま公共交通利用促進宣言企業

検索

専用サイトはコチラ! <https://www.pref.okayama.jp/page/813849.html>

お問い合わせ先

公共交通乗車キャンペーン事務局 〒700-0822 岡山市北区表町1-7-36(JTB岡山支店内)

TEL:086-232-5066 FAX:086-223-7759 Mail:okayama_event5@jtb.com

※本事業は岡山県民生活交通課がJTB岡山支店に委託し実施するものです